10　この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(a)　両締約国の権限のある当局が、２の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(b)　当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(c)　当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

11　各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

12　５から11までの規定は、次の事案については、適用しない。

(a)　第四条３の規定に該当する事案

(b)　評価することが困難な無形資産に関する第九条１に規定する状況における利得の更正に関する事案。ただし、当該更正が、当該更正をする締約国の法令の期間制限に関する規定及び同条３の規定の下において当該更正をすることができる課税年度に関してなされるものであつて、これらの規定の下において当該更正をすることができない他の課税年度に行われた評価することが困難な無形資産に係る取引に関するものである場合に限る。

第十七条

１　条約第二十五条のＡ２を次のように改める。

２　１の規定に基づいて一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、１に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

２　条約第二十五条のＡ５第二文を削る。

第十八条

１　条約の議定書１を次のように改める。

１　条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

２　条約の議定書２の次に次の３を加える。

３　条約第七条３及び第九条２の規定に関し、

一方の締約国は、他方の締約国によって行われた調整が条約第七条２又は第九条１に定める原則に照らして正当なものであり、かつ、その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて同意する場合に限り、条約第七条３又は第九条２の規定に従って調整を行う義務を負うことが了解される。

３　条約の議定書３中「２(a)及び」を削る。

４　条約の議定書４中「第十一条３及び」を削る。

５　条約の議定書３、４及び５をそれぞれ条約の議定書４、５及び６とする。

第十九条

１　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

２　この議定書は、次のものについて適用する。

(a)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　スイスにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

３　２の規定にかかわらず、第十六条１の規定によって改正される条約第二十五条１の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この議定書の効力発生の日から適用する。

４　２の規定にかかわらず、第十六条２の規定によって改正される条約第二十五条５から12までの規定は、この議定書の効力発生の日から次のものについて適用する。

(a)　この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局による検討が行われている事案。当該事案の未解決の事項は、この議定書が効力を生ずる日の後三年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b)　この議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

５　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年七月十六日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　白石興二郎
スイス連邦政府のために
　シュテファン・フリュッキガー

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄